

はじめにお読みください

くらしの中の伝統『新宿区の染色業』について

このリーフレットは平成5年1月に新宿区によって刊行されたもので、最新のデータは反映されていません。

このリーフレットに記載のすべての写真、記事等は新宿区並びに関係者の許可なく複写、転載、流用することは出来ません。

なお、いかなる場合でも商用目的での記載内容の利用は出来ません。

このリーフレットに記載の新宿区役所 区民部 商工課の問合せ先、内線電話番号は現在使われていません。

問合せは、新宿区役所 03-3209-1111へ願います。

このリーフレットは絶版となっていますので配布のご希望には応じられません。なお、再版の予定はありません。

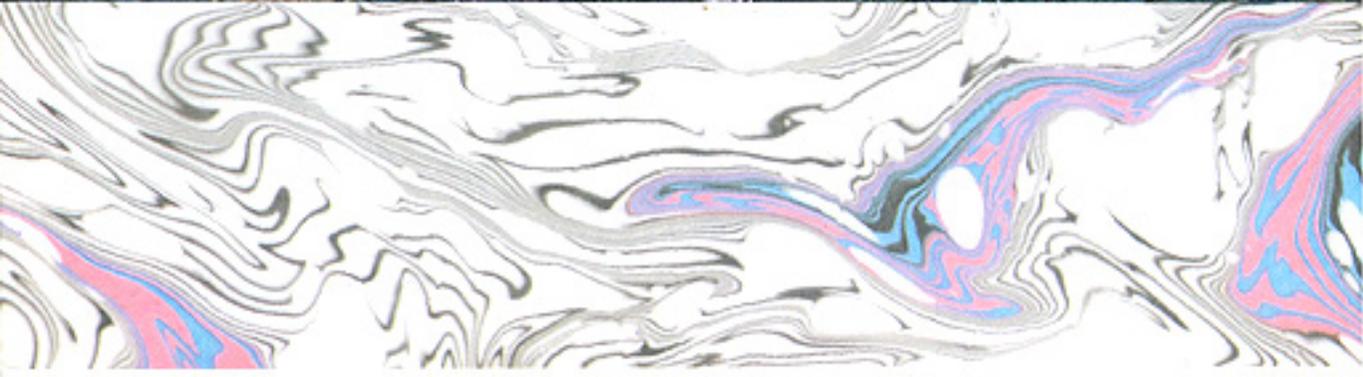
このリーフレットのPDFは、小中学校の教育現場からのご要望に応じて、伝統的工芸品産業の資料目的として公開しています。

平成17年3月21日 伊藤 洋いち

追記；『新宿区の染色業』の刊行に際し、資料提供、編纂、編集にたずさわりました経緯から、お問合せが多く寄せられるためPDF資料の作成をいたしました。

くらしの中の伝統

新宿区の染色業



東京23区のほぼ中央に位置する新宿区には、通産大臣指定の伝統的工芸品である東京染小紋、東京手描友禅に代表される染色業が立地しています。

新宿といえば、とかく超高層ビル群や繁華街のイメージばかりが強調されがちですが、一方にはこういった伝統産業が地場産業として息づいているのです。

区内の染色業は、大正の中頃、神田川の清流に目をつけた染色業者が高田馬場に工場を新設、そこを独立した職人がさらに川の流れをさかのぼった場所に染工場を開いたのが草分けです。染色には水洗いなど多量の水が必要で、しかも水質によって染め上りも変わってくるため、水の種類は立地上の重要な要素でした。

大正12年の関東大震災の後になると、浅草や神田で営業していた染色業者が移ってくるようになり、昭和に入って西武線が開通してからは、神田川、妙正寺川をはさむようになり、その数もぐっとふえました。そして、川筋の染工場の職人たちが川のあちこちで水洗いをするという風物詩が、昭和30年代まで続きます。

今日では、もはや河川での水洗いもかなわなくなり、地下水などが利用されていますが、神田川がそのかたちを変えながらも流れを絶やさぬように、この染色業もまた、代々の技と歴史を絶やさずに今日に至っています。



昭和29年頃



現在



表紙の写真は神田川における水元の再現風景と墨流し染の文様

東京染小紋の工程

小紋染の歴史は、室町時代にまでさかのぼると言われていますが、東京染小紋の柄の基調は、江戸時代の武士の公服であった袴ハカマに求められます。当時の大名たちは、各々趣向をこらして自家の柄をとり決め、そのデザインを競ったと言われていましたが、小紋の名が示すとおり、微細な模様を単色で染めあげる粋な味わいは、やがて身分や時代をこえて広く一般の人々に愛されるようになりました。

小紋という名称は、柄の小さな型染のきものという広い意味で使用されることが多いのですが、東京染小紋は、絞小紋などいわゆる江戸小紋の名で親しまれてきたものの系譜を継ぎ、江戸文化の名残りを今に伝えています。



型紙と型付け：

型紙は、何枚かの和紙を発酵させた柿渋で張り合せた地紙に、簞や小刀で模様を彫るものですが、この技術は江戸時代からの型紙の主産地である伊勢の白子町を中心として、全国で約500人と言われる型彫職人たちによって守られています。

型紙はあらかじめ水で湿らして使いますが、湿り具合によって微妙な伸縮があるため、白生地型紙を置いていく際、くるいのないよう柄をつないでいくためには型染職人の長年の勘がたよりとなります。小紋染を生かすも殺すもこの型付けにかかっていると行ってよいでしょう。

白生地（絹織物）

下湯のし

糊作り

地張り

型付け①

しごき染め（地染め）②

蒸し（染料の定着）

水洗い③

乾燥

仕上げのし

修正（地直し）

東京染小紋



型付け：①

白生地に型紙をあてて防染糊をつけます。この時ヘラを動かす力が均等でないとムラになります。一ヶ所が終わったら、縫ぎ目に神経を集中させながら型紙を移動させていきます。これを型送りといいます。



しごき染：㊸

地色糊(写真右)をしごいて塗り、生地全体を染めます。



水洗い：㊸

大切な水洗い。今では地下水がたよりです。

染色補正・浸染・練抜・注染とは



染色補正：

小紋や友禅の最後の仕上げとして、染めムラを修正するほか、しみぬき等を手がける業種で、染色補正技能士（国家検定）が技を發揮します。



浸染：

無地染の業種です。白生地を染液に浸して色無地に染めあげます。



注染：

ゆかたや手拭いなどの染色方法で、型紙を使って糊防染し、1反あたり12～3回折りたたんだ布2～3反分に一度に染料を注いで染めます。写真は手拭いの文字の部分に染料を注いでいるところです。



練抜：

生絹についている不純物やセシリンを精練槽で煮て除き、絹本来の特性を發揮させる精練作業と、写真のようにすでに染色されているきもの色抜きをする業種です。

東京手描き友禅の工程

華麗な模様を誇る手描き友禅は、江戸時代、京都の宮崎友禅斎によって大成されたと伝えられていますが、これが文化の中心地だった江戸に導入されると、京の雅に対して江戸の粋を生かした図柄と色調が生まれ、それが今日の東京手描き友禅にうけつがれています。

東京手描き友禅は、京友禅、加賀友禅と染法、工程は同一ですが、構想図案から下絵、友禅さし、仕上げまで、作者の一貫作業であることが特色です。一反の白生地が、一品物の友禅になるまでには、工程図が示すように多くの工程があり、その一つ一つに伝統の技が生きつづけています。

白生地（絹織物）

構想・図案（模様師）

下湯のし ①

（湯のし整理業）

下絵羽

（羽縫業）

下絵（模様師）

紋糊置き ②

（紋糊業）

糸目糊（糊画業）③

地入れ

（引染業又は模様師）

友禅さし（模様師）④

伏せ糊（糊画業）⑤

引き染め（引染業）⑥

（地染め）

蒸し（蒸加工業）⑦

水洗

乾燥

上湯のし

（湯のし整理業）

仕上げ

彩色（模様師）

刺繍（刺繍業）⑧

箔・泥加工

補正

（染色補正業）

紋章上絵 ⑨

（紋章上絵師）

上絵羽（羽縫業）



糸目糊：③

白生地に青花で描かれた下絵を、防染糊を詰めたる筒描きでふち取ります。

東京手描き友禅



友禅さし：④

筆、刷毛で染料をさし、多彩の模様を描く。模様師の腕のみせどころです。



伏せ糊：⑤

色をさした模様の上に防染糊をかぶせて地染めの準備をします。糸目糊、伏せ糊を専門とする業種が糊画業です。

湯のし・刺繍・紋章上絵とは



引き染め：⑥

染料が入った容器をもちながら、刷毛で地色を染めぬす。作業場の湿度、湿度に気を配り、一反の布を端から手早く一気に仕上げます。



蒸し：⑦

染料を生地に定着させる工程です。色の濃淡にもよりますがふつう30分～40分、95度から98度の温度で蒸します。（濃い色を染める場合は2度蒸すこともあります）



紋糊：⑧

家紋を入れるところを白く残すために、家紋を型どった型紙（写真の作業場には五千枚の型紙がありました！）を使って糊染する業種です。



刺繍：⑨

染め上った友神模様又は無地のきものや帯に装飾を加え、立体的な美しさを出す刺繍は、その技法が精巧、多岐にわたりますが、大まかには直線的な模様表現の刺と、曲線的な模様表現の刺があります。



湯のし整理：⑩

染める前の白生地や染め上った反物のしわをとり幅を整えて、次の作業をやりやすくします。



紋章上絵：⑪

きもの地色と同色の染料で、江戸以前から伝わる竹製のコンパスや極細の筆を使い、その数五千とも一万とも言われる美しい家紋を描き上げます。

新宿区の染色業

業 種	事業所数	業 種	事業所数	業 種	事業所数
東京染小紋 (江戸更紗含む)	15	糊 両 業	13	紋 章 上 絵	15
		引 き 染 業	19	紋 糊 業	4
浸染業(無地染)	10	蒸 し	4	染色補正業	17
練 拔 業	4	湯 の し 整 理 業	8	洗 張 業	28
東京手描友禅 模 様 師	117	江 戸 刺 繍	12	注 染 業	1
				合 計	267

(平成元年度新宿区染色業実態調査報告書より)

東京の伝統工芸品産業

伝統工芸品名	産 地 組 合	指 定 年 月 日		
		通産省指定	東京都指定	
村山大島紬	村山織物協同組合	0425(60)0031	50.2.17	57.12.24
東京染小紋	東京都染色工業協同組合	03(3208)1521	51.6.2	57.12.24
本場黄八丈	黄八丈織物協同組合	04996(7)0516	52.10.14	57.12.24
江戸木目込人形	東京都職人形工業協同組合	03(3861)3950	53.2.6	57.12.24
東京銀器	東京美術銀器工業協同組合	03(3831)3317	54.1.12	57.12.24
東京手描友禅	東京都工芸染色協同組合	03(3953)8843	55.3.3	57.12.24
多摩織	八王子織物工業組合	0426(24)8800	55.3.3	57.12.24
東京くみひも	東京帯じめ工業協同組合	03(3915)0754		57.2.4
江戸漆器	東京都漆器商工業協同組合	03(3662)4041		57.2.4
	東京べっ甲組合連合会	03(3435)3477		
	東京鱧甲工芸品工業協同組合	03(3851)7608		
	東日本べっ甲事業協同組合	03(3692)3172		57.2.4
江戸髷甲	東京髷甲工芸品協同組合	03(3862)9946		
	東京髷甲工芸品工業協同組合	03(3622)5304		57.2.4
江戸刷毛	東京唐木仏壇工業協同組合	03(3620)1201		
東京仏壇	東京宗教用具商業協同組合	03(3841)4967		57.12.24
	東京髪飾品製造協同組合	03(3862)9946		
江戸つまみ簪	東京粧装品協同組合	03(3862)9946		57.12.24
	東京顔緑工業協同組合	03(3861)3918		57.12.24
東京顔緑	東京象牙美術工業協同組合	03(3841)2533		58.3.10
江戸象牙	江戸指物協同組合	03(3851)6540		58.8.1
江戸指物	東京腕工業協同組合	03(3873)4653		
	東京製簾協同組合	03(3631)3687		58.8.1
江戸更紗	東京都染色工業協同組合	03(3208)1521		58.12.27
東京本染ゆかた	東京ゆかた工業協同組合	03(3661)3862		58.12.27
江戸和竿	東京都釣用品協同組合	03(3831)1862		59.11.1
江戸衣裳着人形	東京都職人形工業協同組合	03(3861)3950		59.11.1
江戸切り子	東京カットグラス工業協同組合	03(3681)0942		60.7.15
江戸押絵羽子板	東京都職人形工業協同組合	03(3861)3950		60.7.15
江戸甲冑	東京都職人形工業協同組合	03(3861)3950		61.7.18
東京藤工芸	東京藤事業協同組合	03(3843)7894		61.7.18
東京桐箏篋	東京都桐たんす工業協同組合	03(3806)1664		62.7.27
江戸刺繍	東京刺繍協同組合	03(3881)6272		62.7.27
江戸木彫刻	協同組合江戸木彫刻	03(3641)7796		63.7.29
東京彫金	日本彫金会	03(3821)5737		63.7.29
東京打刀物	東京刀物工業協同組合	03(3841)3873		元.7.26
江戸表具	東京表具経師内装文化協会	03(3261)1037		元.7.26
東京三味線	東京都邦楽器商組合	03(3717)4237		2.8.9
江戸筆	社団法人東京文具工業連盟	03(3864)4391		2.8.9
東京無地染	東京都染色工業協同組合	03(3208)1521		3.8.15
東京琴	東京都邦楽器商組合	03(3717)4237		3.8.15

(東京都労働経済局発行「東京の伝統工芸品」より抜粋)

伝統的工芸品

現代のわたしたちの暮らしは、機械による量産品にとり囲まれています。その一方で、日本の風土と歴史に根ざした品々を伝統的技法を守りながら作りつづけている人々がいます。

近年、消費者の間でも伝統的な手づくりの味わいを見直そうという動きが出てきてはいますが、こういった工芸品は、そのほとんどが時代の波をうけて需要の落ち込みや後継者難等の問題を抱えています。

このままでは、貴重な民族的財産がすたれてしまうという危機感から、昭和49年5月、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」が制定されました。この法律に基づいて通産大臣が伝統的工芸品に指定した品目については、その保護育成のために総合的な施策が行われることになっています。今日まで全国で176品目(伝統的用具・材料3品含む)がこの指定を受けており、**東京染小紋**は昭和51年6月に、**東京手描友禅**は昭和55年3月に伝統的工芸品に指定されました。

また、こういった国の動きに対応して、東京都でも昭和56年度から独自に「東京の伝統工芸品」の指定を行っており、新宿区の染色関係では、上記2品目のほか、**江戸更紗・江戸刺繍・東京無地染**が、江戸時代からの伝統性と技法を認められて伝統工芸品に指定されています。(数字は平成4年11月現在)

伝統工芸士

伝統工芸士とは、高度の伝統的技術を保持し、その技術を次代に伝える指導者としての役割を担う技術者におくられる称号です。

伝統工芸士の認定は、長年にわたる実務経験を積んだ技術者を対象として、厳正な審査のうえ行われますが、通産大臣指定の伝統的工芸品において、染色業では現在、区内で東京染小紋7名、東京手描友禅11名、紋章上絵1名計19名の方々が伝統工芸士に認定されています。

また、東京都でも昭和62年度から「東京都伝統工芸士制度」が創設され、染色業では区内で11名の方々が都知事から東京都伝統工芸士に認定されています。(数字は平成4年11月現在)

無形文化財

文化財保護法には、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」を無形文化財として保護すべしという規定があります。

文部大臣による重要無形文化財の指定制度は有名ですが、これに準ずるものとして文化庁長官が選択するものに、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」があります。

新宿区に本部を置く手描紋章上絵保存会は、昭和50年4月、この無形文化財に選択され、その歴史的価値が再評価されることになりました。

このように、新宿区という流行風俗の先端を行く都市にあって、染色業は伝統的な技術を守り続けながら現在に至っています。

しかし、かつては日本人の日常着だった和服も、今日のように暮らしのほんの一部に生かされるのみとなると、当然需要も限られ、加えて、後継者の育成、新技術への対応など、今日の染色業界は、いくつもの厳しい課題に直面しています。

新宿区では、区内の伝統的な地場産業である染色業について広くPRするためにこのパンフレットを作成しました。これを機会に一人でも多くの方に興味をお持ち頂ければ幸いです。

(平成5年1月)